

排水設備指定工事店について

§ 1 . 指定工事店の指定

本市では、指定工事店規程を制定し、指定工事店の指定の基準等を詳細に定めている。

指定工事店制度を円滑に運営していくためには、指定工事店の要件である“技術能力”と指定工事店に市民が求める“信用”が確保されていることが不可欠である。

この意味から指定工事店規程では、「指定の基準」を始め、「指定の申請」、「指定の取消し等」、「責任技術者の登録」など指定に関わる詳細な定めを設けている。

§ 2 . 指定工事店の責務

指定工事店は、法令等に従い誠実に排水設備工事を施行しなければならない。

また、指定工事店規程では、指定工事店が工事施行に際し、あるいは指定工事店として活動するに際しての具体的な責務について規定している。

指定工事店規程では、「指定の基準」の遵守、「正当な理由なき工事申込み拒否の禁止」、「従業員の行為に対する責任の負担」について指定工事店に責務を課している。

その他にも、暴風雨、その他災害発生に際しての、下水道施設の復旧又は応急措置などの協力責務を指定工事店規程で定めている。

§ 3 . 責任技術者の責務

責任技術者の責務は、排水設備工事の技術に関する一切の事項を担当する。

排水設備工事が適正に施工されるためには、工事の全過程について技術を有する者が責任をもって監督することが必要である。このことから、責任技術者の職務は、工事の設計・監督にとどまらず、市民に対しての責任を含めた一切の責任を負うものである。

このように、責任技術者はきわめて重要な職責を有するものであるから、本市では、責任技術者となるには、上下水道の従事経験など一定の要件を満たしたうえで社団法人日本下水道協会愛知県支部実施の責任技術者試験に合格しなければならない。